

MEDIS 認証局利用規約(検証者同意書)

2017年1月18日

**第1条 (本同意書の範囲)**

1. 「MEDIS 認証局検証者同意書」(以下、「本同意書」と言う。)は、一般財団法人医療情報システム開発センター(以下、「MEDIS」と言う。)が提供する「MEDIS ヘルスケア電子証明書発行サービス」(以下、「本サービス」と言う。)の利用に関して定めたものです。
2. 本サービスは、「署名用公開鍵証明書(以下、「署名用証明書」と言う。)」と「認証用公開鍵証明書(以下、「認証用証明書」と言う。)」を発行するサービスです。(以下、署名用公開鍵証明書と認証用公開鍵証明書を合わせて「加入者証明書」と言う。)
3. 「MEDIS ヘルスケア電子証明書発行サービス実施規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」と言う。)及び本同意書は、本サービスの変更に伴い変更される場合があります。

**第2条 (署名検証者の同意)**

1. 署名検証者(利用者の電子証明書の情報に基づき、利用者の電子署名を検証する者(以下、同様))は、利用者の加入者証明書の情報を利用するときは、別途定める CPS を理解し、MEDIS が運用する MEDIS 認証局(以下、「本認証局」と言う。)が CPS に則って運用されること及び本同意書の内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。
2. 加入者証明書は、CPS に記載するサービスの用途においてのみ利用できるものとします。
3. 本同意書に記載されていない加入者証明書に関する事項は、CPS に定めるとおりとします。CPS は本認証局のリポジトリで公開されます。

**第3条 (署名検証者の義務)**

1. 加入者証明書の利用において、署名検証者は CPS 及び本同意書に同意し、遵守するとともに、CPS 及び本同意書に記載の用途でのみ、加入者証明書を利用しなければなりません。
2. 署名検証者は、加入者証明書の利用にあたり、その有効性を確認しなければなりません。有効性の確認には以下の事項が含まれます。
  - (1) 加入者証明書が改ざんされていないこと
  - (2) 加入者証明書の有効期限が切れていないこと
  - (3) 加入者証明書が失効していないこと
  - (4) 加入者証明書が利用規定に反していないこと
  - (5) 加入者証明書の署名が正しいこと
  - (6) 加入者証明書の記載事項が CPS「7 証明書及び失効リスト及び OCSP のプロフィール」に記述されているプロフィールと合致していること。特に、次の 2 点の検証を実施すること
    - ・ OID 及び Issuer の CN が HPKI の規定に一致していること
    - ・ 署名用証明書の場合 hcRole 及び keyUsage の

nonRepudiation のみが立てられていること

- ・ 認証用証明書の場合 hcRole 及び keyUsage の DigitalSignature のみが立てられていること

3. 署名検証者は加入者証明書を利用するにあたり、本認証局がリポジトリで公開する本サービスに関する情報を確認しなければなりません。

#### 第4条（署名検証者の賠償責任）

署名検証者が使用目的の範囲を超えて加入者証明書を使用した結果被った損害については、署名検証者が一切の責任を負うものとし、本認証局は署名検証者に損害賠償を求めることができるものとします。

#### 第5条（本認証局の損害賠償責任）

本認証局は、本認証局が CPS 及び本同意書に定める本認証局の責任に違反したことにより、署名検証者に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。ただし、署名検証者が請求できる損害賠償額の上限は、証明書発行手数料を超えない範囲とします。

本認証局の責に帰すことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

#### 第6条（免責事項）

1. 本認証局は、署名検証者が第2条第2項で定める用途以外に加入者証明書を使用することに対して、一切の責任を負わないものとします。
2. 本認証局は、IC カードならびに IC カードに格納されている利用者私有鍵の盗難、不正使用などによって署名検証者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 本認証局は、利用者の PIN の盗難、不正使用などによって署名検証者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
4. 本認証局は、証明書の失効申請に対し、遅滞なく失効を行った場合、リポジトリへの CRL の公開前に発生した署名検証者の被害に対し、一切責任を負わないものとします。
5. 本認証局は、署名検証者が、加入者証明書を利用する際に発生したコンピュータシステムなどのハードウェア若しくはソフトウェアへの障害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
6. 本認証局は、以下に定める事由による本サービスの全部または一部の停止によって署名検証者が被った損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 火災、雷、噴火、洪水、地震、嵐、台風、天変地異、自然災害、放射能汚染、有害物質による汚染、または、その他の自然現象
- (2) 暴動、市民暴動、悪意的損害、破壊行為、内乱、戦争(宣戦布告されているか否かを問わない)または革命
- (3) 裁判所、政府または地方機関による作為または不作為
- (4) ストライキ、工場閉鎖、労働争議
- (5) 本 CPS に基づく義務の遂行上必要とする必須の機器、物品、供給物若しくはサービス

ス(電力、ネットワークその他の設備を含むがそれに限らない)が利用不能となった場合

7. 本認証局は、その他本認証局の責に帰すべきでない事由から生じた署名検証者の損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### **第7条 (本サービスの廃止)**

1. 本認証局は、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本認証局は、本サービスを廃止する場合には、署名検証者に対し、本サービスを廃止する旨及び失効した加入者証明書の検証方法などの情報提供を廃止日の 60 日前迄に、リポジトリあるいは本認証局ホームページ等に公開します。

#### **第8条 (本サービスの変更)**

1. 本認証局は本サービスの全部または一部を変更することができます。
2. 署名検証者への変更通知は、本サービスの仕様を変更後、速やかに CPS をリポジトリにて公開することにより、実施されたものとします。

#### **第9条 (管轄裁判所)**

署名検証者と本認証局との間に、訴訟や法的行為が起こる場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上